心ゆたかに

人権問題啓発誌
第45号

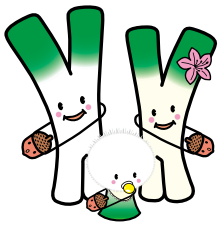
―部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために―

2026年(令和8年)8月1日 米子市総合政策部人権・男女共同参画課 TEL(0859)23-5415 Eメール/jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp

『人権尊重のまち米子市をつくる条例』が施行されました！（令和8年4月1日施行）

米子市では、人権侵害のないみんなが人権を尊重し合うまちづくりをより一層推進するため、「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を全部改正し、条例名を「人権尊重のまち米子市をつくる条例」としました。

条例では、人権侵害のない、みんながお互いの人権を尊重し合うまちづくりには、何が必要かを定めています。



条例全文はこちらから

◇◇◇ 条例の中から、抜粋してご紹介します ◇◇◇

前文(抜粋)

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、また、侵すことのできない永久の権利として基本的人権を保障する日本国憲法の理念にかなうものである。

～中略～

私たちは、いかなる人権侵害も許さないとの決意の下で、あらゆる人権侵害をなくすことを誓うとともに、一人一人が、多様な生き方や価値観を認め合い、かつ、誰もが人権侵害をする側にもされる側にもなる可能性があることを認識して、互いの人権を尊重するために主体的に行動することにより、人権尊重の社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

＝人権侵害のない社会づくりの推進のために＝

人権侵害は様々な場面で発生します。そのため、人権侵害の解消や事前防止の取組は、みんなで一緒に行うことが必要です。

みんなで共有する考え方（基本理念）　＝第3条＝

1. **一人一人がお互いを個人として尊重し合うこと**
   自分が個人として尊重されると同時に、他の人も自分と同じように尊重することで、全ての人に市民的権利（言論・思想・信条の自由や財産権、法の下の平等など）が保障される社会づくりにつながります。

2. **誰もが多様な生き方や価値観を認め合うこと**
   誰もがお互いの違いを認め合うことで、それぞれの個性や能力が認められ、自分の意志や希望をもって生きることができる社会づくりにつながります。

3. **全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み、支え合うこと**
   ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の考え方です。この考え方をみんなが共有することで、障がいの有無や、性別、年齢、性のあり方、人種などにかかわらず、誰もが地域社会の構成員として、お互いに支え合い尊重し合える社会づくりにつながります。

みんなで取り組むこと　＝第4条～第7条＝

市の責務

人権に関する施策を積極的に推進します。

市民、事業者や、国、県その他関係機関及び民間団体との緊密な連携を図ります。

市民の責務

誰もが人権侵害をする側にもされる側にもなる可能性があることを認識し、人権に関する理解を深めるよう努めます。

事業者の責務

人権に関する理解を深めるとともに、人権尊重の視点に立って事業や活動を行うように努めます。

市民、事業者は、市が実施する人権に関する施策に協力するように努めます。

相互の協力

市、市民並びに法人その他の団体及び個人は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭等様々な場面で、相互に協力しながら、あらゆる人権侵害の解消及び防止に取り組むこととします。

みんなで守ること　=第9条=

誰もが、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場面で、人権侵害行為（インターネットを通じて行うものを含む）をしません。

《人権侵害行為とは》

(1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為

例えば　SNSでの誹謗中傷、ヘイトスピーチ（特定の人や集団に対して、その属性を理由にして差別・侮辱・排除をあおる表現や言動）、事実と異なる噂の流布、ハラスメントなどの心理的被害を与える行為など

(2) いじめ及び虐待

例えば　学校や職場におけるいじめ、高齢者への虐待、児童虐待、障がい者への虐待、ネグレクト（養育拒否）、DV（ドメスティックバイオレンス）など

(3) プライバシーの侵害

例えば　個人情報の暴露、身元調査など

(4) 不当な差別的取扱い

例えば　正当な理由のない入店拒否、雇用における差別、住宅に入居する時の差別など

市の役割

1　人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育、啓発を積極的に行います。

2　人権侵害を受けた人に対する相談・支援を行います。（4ページ目参照）

3　人権侵害行為防止のための施策を効果的に実施するため、実態把握、情報の収集・分析を行います。

国や全国の自治体では、差別の解消や人権尊重に関する施策が進められています。しかし、現在もなお、部落差別をはじめ人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、病気、職業その他の事由を理由とする差別、また、これらの事由が重なり合っていることによる複合的な差別や暴力、虐待などの人権侵害が存在しています。さらには、インターネット上の誹謗中傷、職場や学校などにおける優越的な関係を背景とした様々なハラスメントなど、新たな課題も生じており、多様化、複雑化する人権問題を、みんなが自分のこととして考え、行動することが求められています。

相談・支援の充実　=第10条=



人権相談の専用窓口を開設しました

人権相談専用電話:(0859)23−5476

相談者に寄り添いながら解決方法を検討し、支援を行います。
必要に応じて関係機関や関係団体と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

インターネット上での不適切な書き込みにお困りの方

近年、インターネットを通じて行われる誹謗中傷をはじめとする人権侵害行為が深刻な状況です。
相談窓口では、インターネット上での人権侵害行為を受けた人の相談について、不適切な書き込みの削除要請を支援します。



人権教育・啓発の充実　=第11条=

地域での学習（人権教育地域懇談会、公民館講座等）、就学前施設や学校での発達段階に合わせた人権教育、企業研修、講演会、研修会、広報活動、人権啓発資料の作成など、様々な場面で人権への理解を深めてもらうため、教育、啓発に取り組みます。



米子市人権情報センターの利用をお待ちしています



人権情報センターでは、人権に関する書籍、DVDの貸し出し、人権講座の企画開催、啓発資料の作成、人権関連資料の収集などを行っています。
人権学習についての相談もお受けします。
キッズスペースや人権に関連する絵本も設置しており、お子様連れで利用することができます。

人権は、全ての人が幸せに生きるための権利です。この、誰もが平等に持っているはずの権利が侵害されない社会をつくるため、米子市では、「人権尊重のまち米子市をつくる条例」に基づいて施策を推進します。
人権尊重の社会づくりには、市民のみなさんの協力が不可欠です。
みなさんが幸せを実感し、安心して、自信を持って、自由に生きることができる社会を一緒に実現していきましょう。

条例全文はこちらから